

「定款」の一部改正について

平成 16 年 3 月 4 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

来たる平成 16 年 4 月 1 日に、証券仲介業制度の創設等に係る改正証券取引法が施行されることに伴い、証券仲介業者の所属証券会社等（改正後の証券取引法第 66 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する所属証券会社等をいう。以下同じ。）である協会員に対する諸規定の適用等について所要の整備を図るため、「定款」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- (1) 本協会が行う業務に、以下の事項を加えることとする。
 - ① 証券仲介業者（協会員を所属証券会社等とする者をいう。以下同じ。）による詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他証券仲介業者の不当な利得行為を防止し、取引の信義則を助長すること。（第 6 条第 1 項第 4 号）
 - ② 協会員に、法令及び定款その他の規則を遵守するための当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は定款その他の規則に違反する行為を防止し、投資者の信頼を確保すること。（第 6 条第 1 項第 5 号）
 - ③ 証券仲介業者の業務に対する顧客からの苦情の解決及び有価証券の売買その他の取引等に関する証券仲介業者と顧客の紛争の解決のあっせんを行うこと。（第 6 条第 1 項第 6 号）
 - ④ 証券仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況を調査すること。（第 6 条第 1 項第 9 号）
 - ⑤ 証券仲介業者並びにその役員及び従業員の研修、試験等を行い、その資質の向上を図ること。（第 6 条第 1 項第 11 号）
- (2) 本協会が協会員に対し報告等を求めること又は監査することができるものとして、当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況を、加えることとする。（第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項）
- (3) 本協会が協会員に処分を行うことができる場合として、当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者が、法令、法令に基づく行政官庁の処分

又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したと認められるとき又は取引の信義則に反する行為をしたと認められるときを、加えることとする。　（第 25 条第 1 項第 10 号）

(4) 本協会が協会員に勧告を行うことができる場合として、当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときを、加えることとする。　（第 26 条）

(5) 規律委員会（特別会員規律委員会）の所管事項に、会員（特別会員）を所属証券会社等とする証券仲介業者並びにその役員及び従業員の規律に関する事項を、加えることとする。　（第 58 条第 2 項及び第 59 条第 2 項）

(6) 地区規律委員会の所管事項に、地区協会に所属する会員を所属証券会社等とする証券仲介業者並びにその役員及び従業員の規律に関する事項を、加えることとする。　（第 67 条第 2 項）

(7) あっせん委員に委任する事項に、地区協会の管轄区域内に所在する証券仲介業者の営業所又は事務所における業務に対する顧客からの苦情について、その解決のあっせんを行う権限を、加えることとする。

（第 69 条第 2 項）

(8) その他所要の整備を図ることとする。　（第 21 条）

3. 実施の時期

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

以　　上

「定款」の一部改正について

平成 16 年 3 月 4 日
(下線部分変更)

新	旧
(業務) 第 6 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 1 } (現行どおり) 3 } 4 協会員及び証券仲介業者(証券法第 66 条の 2 の規定により金融庁長官の登録を受けた者であって、協会員を所属証券会社等(同法第 66 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する者をいう。以下同じ。)とする者をいう。以下同じ。)による詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員及び証券仲介業者の不当な利得行為を防止し、取引の信義則を助長すること。 5 協会員に、法令及び定款その他の規則を遵守するための当該協会員及び当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は定款その他の規則に違反する行為を防止し、投資者の信頼を確保すること。 6 協会員及び証券仲介業者の業務に対する顧客からの苦情の解決及び有価証券の売買その他の取引等に関する協会員及び証券仲介業者と顧客の紛争の解決のあっせん並びに協会員相互間の紛争を調停すること。 7 (現行どおり) 8 (現行どおり) 9 協会員及び証券仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに協会員の営業及び財産の状況を調査すること。 10 (現行どおり) 11 協会員の役員及び従業員並びに証券仲介業者並びにその役員及び従業員の研修、試験等を行い、その資質の向上を図ること。 12 } 16 } (現行どおり) 2 }	(業務) 第 6 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 1 } (省 略) 3 } 4 協会員による詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員の不当な利得行為を防止し、取引の信義則を助長すること。 5 協会員に法令及び定款その他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は定款その他の規則に違反する行為を防止し、投資者の信頼を確保すること。 6 協会員の業務に対する顧客からの苦情の解決及び有価証券の売買その他の取引等に関する協会員と顧客の紛争の解決のあっせん並びに協会員相互間の紛争を調停すること。 7 (省 略) 8 (省 略) 9 協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況を監査すること。 10 (省 略) 11 協会員の役員及び従業員の研修、試験等を行い、その資質の向上を図ること。 12 } 16 } (省 略) 2 }

新	旧
(資料の提出等) 第 17 条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、<u>当該会員及び当該会員を所属証券会社等とする証券仲介業者</u>の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに<u>当該会員の</u>営業及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。 2 (現行どおり) (監査) 第 18 条 本協会は、「監査規則」で定めるところにより、<u>会員及び当該会員を所属証券会社等とする証券仲介業者</u>の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに<u>会員の</u>営業及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。 2 (現行どおり) (加入の拒否) 第 21 条 本協会は、本協会に加入の申請を行った証券会社又は外国証券会社（以下「入会申請者」という。）が次の各号の一に該当するときは、その加入を拒否することができる。 1 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは本協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に反する行為をして、有価証券の売買その他の取引等の停止を命ぜられ、又は本協会若しくは証券取引所から除名<u>若しくは取引資格の取消し</u>の処分を受けたことがあること。 2 (現行どおり) (会員の処分) 第 25 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、その会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会の決議により、処分を行うことができる。 1 } (現行どおり) 9 } 10 <u>その会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に第 3 号又は第 4 号に該当する行為があったとき</u> 2 } 7 } (現行どおり)	(資料の提出等) 第 17 条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、<u>その</u>法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。 2 (省 略) (監査) 第 18 条 本協会は、「監査規則」で定めるところにより、会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。 2 (省 略) (加入の拒否) 第 21 条 本協会は、本協会に加入の申請を行った証券会社又は外国証券会社（以下「入会申請者」という。）が次の各号の一に該当するときは、その加入を拒否することができる。 1 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは本協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に反する行為をして、有価証券の売買その他の取引等の停止を命ぜられ、又は本協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことがあること。 2 (省 略) (会員の処分) 第 25 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、その会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会の決議により、処分を行うことができる。 1 } 9 } (省 略) (新 設) 2 } 7 } (省 略)

新	旧
(会員に対する勧告) 第 26 条 本協会は、<u>会員及び当該会員を所属証券会社等とする証券仲介業者</u>の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況若しくは<u>会員の営業又は財産の状況</u>が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、<u>会員に対し</u>事由を示して勧告を行うことができる。 (規律委員会) 第 58 条 本協会に規律委員会を置く。 2 規律委員会は、<u>会員並びにその役員及び従業員並びに会員を所属証券会社等とする証券仲介業者並びにその役員及び従業員</u>の規律に関する事項について、会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べるることができる。 3 (現行どおり) (特別会員規律委員会) 第 59 条 本協会に特別会員規律委員会を置く。 2 特別会員規律委員会は、<u>特別会員並びにその役員及び従業員並びに特別会員を所属証券会社等とする証券仲介業者並びにその役員及び従業員</u>の規律に関する事項について、会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べるることができる。 3 (現行どおり) (地区規律委員会) 第 67 条 地区協会に地区規律委員会を置く。 2 地区規律委員会は、地区協会に所属する会員並びにその役員及び従業員<u>並びに当該会員を所属証券会社等とする証券仲介業者並びにその役員及び従業員</u>の規律に関する事項のうち、第 63 条第 1 項第 1 号の規定により会長から地区協会に委任されたものについて地区会長の諮問に応じ又は地区会長に意見を述べるることができる。 3 (現行どおり) (あっせん委員) 第 69 条 本協会の附属機関として、各地区協会にあっせん委員を置く。 2 本協会は、あっせん委員に、その地区協会の管轄区域内に所在する協会の本店、支店その他の営業所における業務<u>並びに証券仲介業者の営業所又は事務所における業務</u>に対する顧客からの苦情について、その解決のあっせんを行う権限を委任する。 3 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。	(会員に対する勧告) 第 26 条 本協会は、会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況若しくは営業又は財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、事由を示して勧告を行うことができる。 (規律委員会) 第 58 条 本協会に規律委員会を置く。 2 規律委員会は、会員並びにその役員及び従業員の規律に関する事項について、会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べるることができる。 3 (省 略) (特別会員規律委員会) 第 59 条 本協会に特別会員規律委員会を置く。 2 特別会員規律委員会は、特別会員並びにその役員及び従業員の規律に関する事項について、会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べるることができる。 3 (省 略) (地区規律委員会) 第 67 条 地区協会に地区規律委員会を置く。 2 地区規律委員会は、地区協会に所属する会員並びにその役員及び従業員の規律に関する事項のうち、第 63 条第 1 項第 1 号の規定により会長から地区協会に委任されたものについて地区会長の諮問に応じ又は地区会長に意見を述べるることができる。 3 (省 略) (あっせん委員) 第 69 条 本協会の附属機関として、各地区協会にあっせん委員を置く。 2 本協会は、あっせん委員に、その地区協会の管轄区域内に所在する協会の本店、支店その他の営業所における業務に対する顧客からの苦情について、その解決のあっせんを行う権限を委任する。 3 (省 略)